

“蔵”トランクルームご利用規約

「蔵トランクルーム」のご利用規約をよく理解し確認した上で署名・捺印し、契約して下さい。

トランクルームには、現金・貴重品・有価証券・パスポート・生物・動植物・汚損物・湿気物・臭気物・腐敗や変質しやすいもの・産業廃棄物・品質の保持が求められるもの、毒劇物・危険物・盗品・法令により所持携帯・保管が禁止され又は許可を要するもの、公序良俗に反するもの、他人の迷惑となるもの、その他トランクルーム内を汚損する恐れのあるもの、他人に害を及ぼす恐れのあるものは収納できません。

設計図書、マイクロフィルム、フロッピーディスク、コンピューターソフト及び磁気テープなど保管環境による媒体の劣化がデータの消失につながるもの並びに医薬品、化学薬品、食品材料など保管条件により変質する恐れのあるもの、及び寒暖や湿度の影響を受けやすいものを収納する場合は、お客様の自己の責任において管理して下さい。

尚、トランクルーム内外では、喫煙・飲食・宿泊・悪臭・喧騒・騒音・高温を発生させる行為・火気の使用、他の使用に迷惑となる行為、建物から電気をとり使用すること、営業を目的とし、物入れ以外で使用すること、本契約に基づく権利、使用权を第三者に転貸または第三者に使用させることは禁止です。

- 本利用契約はトランクルームをお貸しする一時使用契約です。従って賃貸借契約と違い借地借家法の適用がありません。又、当社はお客様にトランクルームの収納スペースを提供するものであり、保管責任を負うものではありません。トランクルーム内は常温・常湿ですので、使用にあたっては換気に十分注意して毎月最低1回以上は本物件の扉を開け、収納物を点検して下さい。
- 使用料は表記とし、月の途中の契約は日割計算とし解約月の日割計算は致しません。
 - 使用料は毎月28日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分を、お客様の口座より自動引落させて頂きます。引落の際には手数料130円が同時に引落されます。
 - 自動振替手続きには約2ヶ月かかります。手続きが完了するまでの間は、当社指定口座(表記に記載振込先)にお振込願います。
 - 自動振替手続完了後28日に残高不足後により引落ができなかった場合は、当社指定口座へ直ちにお振込願います。尚、お客様の責により度重なって自動振替できなかったときは、自動振替を停止致します。
 - 自動振替の手続きをとらない場合は表記振込口座に毎月末日までに翌月分の使用料をお振込下さい。
 - 第2項・第3項・第4項に伴う振込手数料は全てお客様負担とさせていただきます。
 - 第3項・第4項の支払が当月末までになき場合、当社は損害金及び督促手数料として¥2,000+税を請求致します。
- お客様には使用料の他に毎月¥300の保障管理費を負担していただきます。支払方法、その他については本規約第2項ただし書を準用します。
- 当社では、お客様の収納された収納品について次の内容にて保障しています。

①保障内容	1事故、1室100万円を限度として
②保障事故	火災・破裂・落雷・盗難(外部からの不法侵入により警察への被害届が提出されているもの)
③保障対象外事故	お客様の故意・過失・善良なる管理者の注意義務違反による事故、本契約で収納が禁止されているものは第4項②の保障事故によらず、保障の対象外となります。
④保障期間	表記に定める契約期間開始日より保障を開始し契約期間終了日までとします。但し、使用契約が解除された場合は解除日をもって保障期間を終了します。
- ご契約に際し、契約事務手数料及び室内整備費として¥5,000+税をお支払いいただきます。
- お客様には本契約と同時に連帯保証人の代わりに当社指定の保証会社と保証委託契約をしていただき、当社が指定する内容を保証していただきます。その為、契約時に表記の保証委託料をお支払いいただきます。この保証委託契約はお客様が使用料延滞などで月額使用料が未払いの場合、お客様に代わって保証会社が月額使用料を立替払いする契約です。賃貸保証委託契約が成立しなかった場合や不備のある場合は、本契約に基づく支払い及び所定の手続きを済ませた場合でも当社は無条件で本契約を取り消すことができます。
- 契約期間は表記とし、1年毎の自動更新とします。
- 8. トランクルームは暴力団員、政治結社構成員並びにその関係者は契約できません。**
- 鍵のお引渡しをもって契約の成立となります。又、お客様のご都合で引渡日を遅延された場合でも、当初に設定した引渡日をもって契約は成立致します。
- お客様がトランクルーム使用の解約をされる時は、所定の解約通知書で1ヶ月以上前までに当社に到着するようメール、FAX、郵送でお送りいただくか、営業所までお持ちください。期間が満了しましたら速やかに鍵を営業所までお持ちいただくか郵送の場合は配達証明付の郵便、宅配便にてご返却ください。
- トランクルームは収納庫としての利用目的以外の使用はできません。

- 当社は次の事由により生じた滅失、変質、毀損、紛失等の損害についてその責を負いません。
 - ①収納品の性質、欠陥、もしくは自然の消耗又は荷造りの不完全
 - ②カビ、虫害、鼠害など
 - ③天候・気候の変化、地震、大水・大暴風雨
 - ④戦争、事変、暴動、強盗当社がお客様に対して賠償の責任を負う場合は、当社の故意又は重大な過失によって生じた場合に限りです。この場合、お客様が当社に対して損害賠償を請求しようとするときは、お客様がその損害が当社の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければなりません。
- 当社はおお客様の同意を求めるとまが無く、かつ収納品の内容に異常が認められると推定される場合やトランクルームの維持保全のために点検や補修補強工事、又はその他の理由により室内に立ち入ることを要する場合など正当な事由がある場合、又緊急を要する場合は、お客様の同意を得ないで室内に立ち入り、その内容について点検することができます。又、当社はおお客様が使用料を2ヶ月以上延滞した場合、未払い使用料、延滞金が済済するまで鍵交換の上、お客様の使用を制限し、収納品を留置することができます。
- トランクルームへの収納品の出し入れはお客様が行って下さい。特に早朝、深夜の利用時には近隣に迷惑がかけないように作業を行って下さい。又、トランクルームからの退出時、各自消灯及び施錠をして下さい。
- 鍵は大切に保管願います。鍵を紛失された時は速やかに当社までご連絡下さい。お客様負担にて鍵を取替させていただきます。鍵の紛失による損害につきましては当社は一切責任を負いません。鍵取替費用として¥15,000+税、カードキーは¥2,500+税を再発行手数料として申し受けず。
- トランクルーム共用部の管理・清掃は定期的に行いますが、トランクルーム使用後は共用部・敷地内にゴミを放置されぬようお願い致します。
- お客様の故意過失によりトランクルーム及び他の施設を破損した場合や、お客様の収納品により当社又は第三者に損害が生じた時はその損害をお客様に賠償していただきます。
- お客様が利用規約に違反した時、又は前項の損害を与えた時は取扱いを中止し、直ちに収納品をお引き取りいただきます。
- 使用料を2ヶ月以上お支払いいただけない場合や収納品により、当社又は第三者の収納品等に損害が生じると認められた場合、又利用規約に違反するなどトランクルーム内の秩序や風紀を乱した時、管理運営上著しく支障をきたす行為があった場合、当社は契約を解除することがあります。この場合、直ちにお客様に収納品をお引き取りいただきます。この請求を書面により行う場合、当社が指定する日までにお引取りがなされない時はお引取りを拒絶したものと見做します。又この指定した日を経過した後は、収納品に生じた損害については当社はその賠償の責を負いません。
- 当社が利用申込書に記載されたお客様のご住所に宛てて通知又は催告を行った場合は、当該通知文催告文は、通常到達すべき時に到達したと見做します。
- 利用期間満了もしくは取扱い中止後1ヶ月以内に収納品をお引取りにならない場合、住所不明その他の事由で収納品お引取り催告が出来ない時は、当社はおお客様に対する何等かの通知勧告なしに任意の方法、時期及び価格で収納品を処分、或いは廃棄することがあります。尚、処分・廃棄にかかる費用についてもお客様にご負担いただきます。
- 共用部分は非常時の避難通路を兼ねているため、万一に備え私有物を置かず、各室前・廊下等常に清掃美化に努めていただきます。空き缶、空き瓶、雑誌類、物置、自転車、バイク等置かないようお願い致します。
- トランクルーム敷地内における事故・盗難、その他トラブルに関して、当社は一切責任を負いません。お車の出入りは、最徐行・安全運転でお願い致します。又、通路部に駐車や他車の通行の妨げにならないようご注意ください。尚、敷地内での洗車等はお断り致します。
- 当社は正当な事由、合理的な事由により営業を廃止し、又は休止しようとする場合、土地所有者及び建物所有者から土地建物明け渡し請求によって本契約の解除を余儀なくされた場合は、契約解除することができます。この場合にあつては、解約日の3ヶ月前にその旨の予告するものとします。これによる損害については賠償の責任を負いません。
- この利用規約に定めのない事項については法令又は一般の慣習によります。
- その他利用規約につきましては、施設を安全に運営するためにその内容を追加、変更する場合にはそれに従うこととします。
- 当社は個人情報保護法に基づき、契約行為から得た個人情報を適切に管理運営致します。

【2017年7月版】